

平成29年度第2回千葉市市民参加協働推進会議 議事録

1 日時

平成30年3月26日(月) 15:00～17:05

2 開催場所

千葉中央コミュニティセンター8階 海鷗

3 出席者

(委員) 福川会長、井上副会長、浦本委員、神田委員、小松委員、中村委員、小柳委員、山本俊子委員、山本佳美委員

※欠席 粉川委員

(事務局) 山根市民自治推進部長、佐久間市民自治推進課長、竹田市民自治推進課課長補佐、小高花見川区地域振興課課長補佐、須田主査、北田主任主事、佐々木主任主事、田近主任主事

4 議題等

平成30年度千葉市市民参加・協働実施計画(案)について

【報告事項】

(仮称)私のまちづくり条例について

5 議事の概要

事務局から「平成30年度千葉市市民参加・協働実施計画(案)」及び「(仮称)私のまちづくり条例」の検討状況について説明、報告。その後、内容について審議、意見交換を行った。

6 会議経過

○福川会長

まず、本日の議題について事務局から説明願う。

○佐久間課長

(資料1-1、1-2に基づき説明)

○福川会長

それでは質疑等がある方は。

○神田委員

P53の区分別番号1の男女共同参画に関する市民意識・実態調査は、初めて実施されたものか。

○佐久間課長

P 1 の注釈のとおり初めての事業ではない。

○神田委員

男女共同参画審議会委員時代にこのような調査は意味がないと発言した。民間がやるようにしていくべきだ。毎年実施するのではなく4、5年毎くらいでよいのでは。どのくらいの頻度で行われているのか。

○福川会長

これは法律で定められているものか。

○佐久間課長

確認して後ほど報告する。

○小柳委員

附属機関の公募委員の募集について、数が少ないように感じる。周知は市政だよりやホームページ等のみでよいのか。このままでは千葉市のまちづくりは失敗する。

市政だよりはポスティングとなったが、周りでは大変不評である。市政だよりやホームページに頼りすぎるのはいかかなものか。市には意識を改めていただきたい。

公募委員が少ないにもかかわらず、市民の意見を聞いているというのは違和感を覚える。

○佐久間課長

まず、法律で委員の構成が定められているものは公募ができないことをご理解いただきたい。公募委員の枠があるものは欠員でも載せている。附属機関の公募委員は、重要な市民参加のひとつであると認識している。市政だよりのポスティングによる全戸配布に効果はあったと感じている。公募委員の割合を増やすのは、難しい事情もあるのはご理解いただきたい。

○中村委員

応募者がいないのであればアナウンスが不十分であるのでは。選考で落としているのかわからないが、公募でない人たちはどのように選定されているのか。

公民館は本来の目的を果たしているのか。貸し教室業のように感じる。指定管理者となることによって、柔軟な対応となるよう期待する。

P 1 7 の市ホームページへの編集／提案機能とは具体的にはどんなものか。

○佐久間課長

ホームページを見た市民から改善提案をいただくものである。

○中村委員

ホームページは業者委託か。

○佐久間課長

管理ソフトは導入しているが、各ページは職員が作成している。

○浦本委員

年間どれくらいの改善提案があるか。

○佐久間課長

確認した後ほど報告する。

○福川会長

提案があったから必ずそのように対応するわけではないのか。

○佐久間課長

そのとおりである。

○小松委員

来年度以降で結構だが、分野別にした方が見やすい。健康増進、高齢者福祉など市民に積極的に見てもらうためにも検討願う。

○山本佳美委員

分野及び区別でもわかりやすいのでは。自分の身近な区の方がよりわかりやすいと感じる。

○佐久間課長

比較的、区別の事業より全市的な事業が多い面もある。

○小松委員

やり方によってできる。

○佐久間課長

次年度の検討事項としたい。

○中村委員

平成29年度の実施状況でも実施してみたらいかがか。

○小松委員

新たに作ってしまえばよい。そんなに難しいものではない。

○佐久間課長

検討事項とする。

○井上副会長

三点確認したい。会議等への出席で全庁的に

- ・ 託児があって参加できるか。
- ・ 障害者が参加できるか。
- ・ 子育て世代が参加しているか。

以上、把握しているか。様々な方々が参加できるような環境が必要である。

○佐久間課長

託児制度は整っていない。

○福川会長

そのような対象の方々が参加できるような環境作りは必要である。

○山本佳美委員

P 5 6 の区分別番号 6 から 8 の職員研修について、希望者が対象のようだが、必修とならなかったのか。ぜひ、必修研修となるように、今後ご検討いただきたい。6 は、平成 2 8 年度が未実施となっているが、これは希望者がいなかったのか。

○佐久間課長

所管課に確認する。

○福川会長

それでは、様々な意見が出たが議題について承認でよろしいか。

(一同、異議なし)

続いて報告事項(仮称)私のまちづくり条例について、事務局から説明願う。

○佐久間課長

(資料 2 に基づき説明)

○福川会長

(佐久間課長説明中に)「口語体」という表現は違うのではないか。

○佐久間課長

「ですます調」もしくは「丁寧語」に訂正させていただく。

○福川会長

ご意見等はいかがか。

○中村委員

千葉市では、ですます調の条例はないのか？

○佐久間課長

今のところはない。

○中村委員

市民プロジェクトチームのご苦勞は十分理解しているが、次のステップへ向けて経験値として生かすようにすればよいのでは。

これから具体的に条文を作っていくことになるのか。

○佐久間課長

議会への説明において、現行条例に何が足りないか明確ではないというご指摘があったので、条例改正の方向も検討を進めることとした。

○小松委員

条例が出来上がって見ないとわからない部分があるが、本質が担保されていればよいのではないか。議論してきた目線が加わっていて、市民の権利が保障されているものであればよい。

○福川会長

次の会議では、さらなる詳細を提示いただきたい。

○小柳委員

市民プロジェクトチームには意味がなかったと感じてしまう。正直なところ、あれだけの労力を使っていったい何であったのか。千葉市は後退した。

○中村委員

現行条例があったから市民参加や協働が進んだ認識であれば、条例を作るだけでなく、プロセスも含め制定したその後が大事ではないか。今までと違うということは、出来上がった後、広く周知を図る必要がある。ゴミの有料化の時、説明会があり意見は聞いてもらえなかったが、職員から直接話を聞いたのはよかった。

○井上副会長

協働とは、市民、市、民間それぞれ役目があって、それぞれができることを行っていくことである。ごみ処理などは、最たるものである。行政が行うこと、市民が行うことを明確にするべきである。みんなよくしたい。

○中村委員

説明会を聞いた市民がまわりに伝えることはできる。それは役目でもある。

○井上副会長

いろいろな事業に対して、例示をしてコーディネートを行政が務める必要がある。

○山本佳美委員

条例は議決を経ないと制定できないということからすると、今回の条例改正へということは理解できる。ただし、小松委員が言われたように市民の権利を担保し、より市民活動が活発となるようなものが反映されていることは必要である。市民の関心を引き、子どもや障害のある方にもアクセスしやすい逐条解説が必要である。

○福川会長

こちらで答申を出してから一年経つ。その後のプロセスの中で条例改正へと舵をきったわけであるが、これは一部改正ではなく抜本的な改正となる。それが最善の策であるとの考えが事務局にはあるのであろう。小柳委員のご意見は。

○小柳委員

肯定はできない。

○福川会長

事務局が事前に本日欠席の粉川委員の意見を聞いているとのことだが、内容は。

○竹田補佐

粉川委員からの意見は次のとおりである。

- ・新たな条例を制定することがベストであるが、これまでなされた議論が盛り込まれて改正となるのであれば、やむを得ないのではないか。
- ・ただし、今まで議論を重ねてこられた市民プロジェクトチームへの説明責任を果たしてもらいたい。
- ・逐条解説を作成にあたって、市民側の熱い思いをできるだけ盛り込むとともに、作成経過も公表してほしい。そして、意見をできるようなプロセスであるとよい。

○福川会長

やはり、資料2における「口語体」という文言が気になる。重要なのは文体ではなく

内容である。

○山本俊子委員

柔らかい言葉で表わすということは大事なことであると思うが、読み手全員の解釈がぶれないような表現になっていくのはやむを得ないのではないか。

○小松委員

これまでの議論での主語は「わたしたち」であったと思う。この条例改正となると主語が「わたしたち」ではなくなる。しかしながら、今までの議論で出されてきた思いを入れてもらいたい。特に前文が重要である。また、逐条解説も作成過程を見せていただきながら丁寧に作っていただき、意見も言わせていただきたい。

○福川会長

できれば、主語は「わたしたち」にしてほしい思いもある。

資料2における【市民参加と協働、市民自治の捉え方】について、疑問を感じる部分がある。公助の部分を変革していくことが重要なのであり、自助・共助を加えることが主旨ではないと思う。また、1の4項目も少々違うと思うのだが、いかがか。

○小松委員

市民の役割を見直すのはもちろんだが、行政の役割も見直すということを議論したはずだ。

○福川会長

市民の権利を担保することや様々な活動がしやすくなることがこの条例の目的でもあり、いわゆる市民の権利が落ちているような気もするが。

○佐久間課長

市民の権利については、意識が高い方は理解いただけるはずだが、地縁団体の方は、いわゆる「やらされ感」が強く、市民の権利というと義務のように否定的に捉えられる恐れもある。

○小松委員

それを変えていく必要があると、今までも議論を重ねてきたはずだ。

○小柳委員

やるのは市民であるという宣言を前文で示し、それを後押ししてほしいという条例であったはずだ。それでは、いつまでたっても市民は変わらない。

○佐久間課長

もちろんそのような考え方は含まれているが、地縁団体等の活動も後押しするのであれば、このような形にすることもよいと考えている。

○小松委員

趣旨は分かるが、市民の責務については議論を重ねてきたので、そこはぶれずに盛り込んでほしい。そうでないと、いつまでたっても市民は変わらない。

○山本俊子委員

条例改正でも名称を変えることはあり得るのか。

○佐久間課長

方法としてはあり得る。

前文では、必ず「ほどよくおせっかい」という文言は必ず使いたい。多自治体でも「おせっかい」という文言が使われている例があった。

○小柳委員

先ほどの中村委員からのごみの有料化に係る説明会の話の中で、市民が市民に伝えていくということが「ほどよくおせっかい」であると思う。

○小松委員

前述のとおり、なるべく議論したことが盛り込まれたものが出来上がることを期待している。

○中村委員

自治会は役員のなり手がなく、困っている。

○福川会長

自治会の加入率を上げるということはわからなくはないが、そもそも自治会のあり方を変えていくことも必要でないか。

○佐久間課長

そのとおりであるが、本市の自治会加入率は減少傾向にあり、地縁のつながりは危機的状況にあると認識している。

○井上副会長

それは、市議会議員の役割でもある。もっと地域に入って活動していただく必要もあるのではないか。

○山本佳美委員

資料2の1(2)に町内自治会の加入促進の文言を条例に入れるということか。

○佐久間課長

そのとおりである。答申にはなかったが、他の自治体でも市民自治の促進の条例とは別に共助の促進の条例は制定されているので、下支えの意味の含めて入れたいと考えている。

○山本佳美委員

重要性は理解するが、言葉として入れるのはどうか。そこまで入れ込まず、協力連携くらいでいいのではないか。

○佐久間課長

表現等は今後検討するが、あり方の議論は当然必要である。

○山本俊子委員

自治会加入のメリットが感じられにくい仕組みとなっている。

○浦本委員

この条例で自治会加入率が上がっても何も解決しないのでは。地縁団体のあり方を考えるような文言を加えるのはよい。

○佐久間課長

やはり、役員にとっては加入率の低下が悩み事であるのは事実であるが、活動の促進についても文言に入れるようにしたい。

○福川会長

都市内分権への過程でもあると思うので、もう少し大局的に考える必要もあるのでは。

○井上副会長

自治会に限らず、様々な団体の活動を周知していくことも必要ではないか。

○佐久間課長

地縁団体とNPO団体の協働も難しい部分があり、両者がうまく連携し活動できるようなことも考えていきたい。

○小柳委員

市民が団体に所属しているだけでなく、緩やかなつながりをもって活動していきたいという理念もあることは忘れないでいただきたい。

○山本俊子委員

町内自治会の固有名詞が出ると、難しい部分もある。

○福川会長

理念を語って新しい条例を作る、という部分もあったと思う。

○佐久間課長

8月にはパブリックコメント案を示したいと思っている。(昨年度実施された「自転車のまちづくり条例(案)」に係る資料を参考に配布して説明)

○福川会長

様々な意見が出た。これを参考として、以後進めていただきたい。

その他委員の方から何かあるか。

○神田委員

(今年度参加した協働に関する取組のレポートの資料を配布して説明)

○福川会長

その他、事務局から何かあるか。

佐久間課長

先ほどいただいた二点の質問の回答だが、

・市ホームページの編集／提案機能の平成27年度が32件、平成28年度が16件、今年度は12月末で19件である。

・男女共同参画に関する市民・意識・実態調査の頻度だが平成12年度以降、毎年9月に実施しているとのことである。また、法令の根拠はない。

次回の会議は、8月29日(水)を予定している。

(終了)

※後日、本議事録4ページに記載の山本佳美委員からの職員研修に関する質問について、所管課へ確認したところ、回答は次のとおりであった。

協働コーディネーター力養成研修について、平成28年度は研修名を変更して実施したため、資料のとおり記載となった。